

公立大学法人神戸市看護大学会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第13号

公立大学法人神戸市看護大学会計規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学会計規程（2019年4月規程第80号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 資金管理（第32条—<u>第38条</u>）</p> <p>第6章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（寄附の受入れ）</p> <p>第38条 理事長は、細則で定めるところにより、寄附の受入れをすることができる。</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: right;"><u>第38条の2</u></p> <p><u>（基金）</u></p> <p><u>第38条の2 法人は、別に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</u></p> <p><u>2 基金は、これを前項により別に定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により特定の目的のため</u></p>

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>に定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、理事長は、毎事業年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監事の審査に付し、その意見を付けて、理事会に提出しなければならない。</p>
-------------------------------------	--

附 則

この規程は、2022年1月1日から施行する。